

**第1回川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会・川島町地域
包括支援センター運営協議会会議録**

会議名	平成29年度 第1回川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会・川島町地域包括支援センター運営協議会
開催日時	平成29年7月13日(木) 午後3時～4時
開催場所	川島町役場 大会議室
議 題	(1) 川島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定について (2) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律について
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ●知識経験者 田口委員、村上委員、櫻井委員、松本委員、亀田委員、井上委員、山崎委員、鈴木委員 ●サービス事業所 田代委員、山下委員、栗原委員 ●公募委員 小森谷委員、中島委員 ●事務局 藤間課長、荻田主幹、三角主査、北原主任
傍聴者	なし
配布資料	資料1 川島町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定スケジュール 資料2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント 資料3 第7期介護保険事業(支援)計画に関する基本指針 チラシ みんなで支え合うまちづくりを一緒に考える会 チラシ かわべえ健幸マイレージ
議事録署名人の選出	山下委員、小森谷委員の2名を署名人として承認を得る。
審議等の内容又は概要	
1 開 会 川島町高齢者福祉計画及び介護保険運営推進協議会設置条例、川島町地域包括支援センター運営協議会設置条例(以下「条例という。’)第5条第1項の規定に基づき、委員の過半数出席のため、会議成立の旨報告。 その他、会議の公開、署名人の承認、傍聴希望者なしの旨報告、配布資料の確認。 ※新任委員の紹介 新たに委員となった山崎委員の紹介。	
2 あいさつ	
3 議事	
条例第5条第1項の規定に基づき、会長が議長を務める。 (1) 川島町高齢者基本計画・第7期介護保険事業計画の策定について 事務局より、資料1、資料3に基づき説明。 ・今年度は、平成30年度から平成32年度を期間とする第7期介護保険事業計画	

を策定する。

・計画の策定に当たり、2つの調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査）を行う。

・12月に素案を作成し、運営推進協議会の場で意見をいただくとともに、パブリックコメントを実施する。

・2月に計画が完成し、3月議会で議員に説明、関係例規の改正を行う。

(2) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律について

事務局より、資料2に基づき説明。

・地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29年5月26日に成立し、6月2日に公布された。

・改正内容は、大きく2つ（下記Ⅰ及びⅡ）あり、5つの項目（下記1から5）がある。

Ⅰ 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

2 医療・介護の連携の推進等

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

Ⅱ 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割負担に

5 介護納付金への総報酬割の導入

(3) その他

ア みんなで支え合うまちづくりを一緒に考える会について

事務局より、チラシに基づき説明。

日時：平成29年8月31日（木）午後1時30分～

会場：川島町民会館

講師：公益財団法人さわやか福祉財団 会長 堀田 力氏

イ かわべえ健幸マイレージについて

事務局より、チラシに基づき説明。

平成29年7月1日からスタートした。町で行われている体操等や健康診断に参加するとポイントがたまり、ポイント数に応じて商品と交換できる制度。

4 その他

次回開催予定時期（平成29年10月）について連絡。

5 閉会

質疑応答・意見提案

(1) 川島町高齢者基本計画・第7期介護保険事業計画の策定について

委員：調査の対象者は、どのように決めるのか。

また、調査項目については、国から指定されているのか、町独自の調査項目もあるのか。

事務局：今回から、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と在宅介護実態調査の2つの調査を実施することになった。在宅介護実態調査は、要介護・要支援認

定を受けている方で更新申請、変更申請の方が対象になる。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、要介護1から5以外の方が対象になる。それぞれ対象が異なっている。調査が2つになり第6期計画においては、利用者の増加を反映させていない。第7期計画策定の際には反映させたい。調査項目については、国から示されたものがあるが、それぞれの市町村独自の調査項目を加えることもできる。町独自の項目も加える予定である。

(2) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律について

委員：新たな介護保険施設として、「介護医療院」ができるとのことだが、指定等の手続はどうなるのか。

事務局：当然、要件があるので、指定等の手続は必要になると思うが、現時点では具体的な手続等は不明である。

委員：現行の介護療養病床の経過措置期間が、6年間延長されることになった。国は介護医療院への転換を進めたい意向があるようで、転換前の病院や診療所の名称を引き続き使用することができることとされた。ただし、一度転換すると戻すことはできないと聞いている。

委員：住所地特例の見直しとは。

事務局：介護保険適用除外施設（障害者支援施設等）から介護保険施設等に入所した場合、適用除外施設の所在市町村（仮にB市とする。）が給付費を負担することになる。そうするとB市が保険者となり、重くなってしまう。B市の負担軽減のため、改正後は適用除外施設に入所する前の市町村（仮にA市とする。）が保険者となり、介護給付費を負担する。適用除外施設がある市町村の負担を軽減するための改正である。

(3) その他

イ かわべえ健幸マイレージについて

委員：対象事業をもっと増やした方がいいのではないかと。18歳から対象となっているが、若い世代だと健診を受けるくらいしか参加できる事業がなく、1年間では商品と交換できないと思われる。

事務局：今後、対象事業等については、随時見直しを行っていく。

委員：対象年齢を18歳以上としたのはなぜか。

事務局：成人健診の受診率を上げること、埼玉県が行っているコバトン健康マイレージ（歩いた歩数に応じてポイントがたまる制度）の対象が18歳からであることから、対象年齢を18歳以上とした。

署名

山下 義文

小森 谷 正子